いの町内で転居された方へ

下記の項目に該当する場合は、別途手続きが必要となります。 なお、税金関係の納付書などの住所変更の手続きは必要ありません。



項目	役 場 で の 手 続 き	持ってくるもの
通知カード、個人番号カード	・住所訂正します	・通知カード、個人番号カード
住民基本台帳カード	・住所訂正します	・住民基本台帳カード
国民健康保険 ・ 介護保険	・被保険者証の住所を訂正します	•各被保険者証
国民年金	・年金の転居届を提出してください	・印鑑 ・基礎年金番号のわかるもの
後期高齢者医療	・被保険者証の住所を訂正します	•後期高齢者医療被保険者証 •印鑑
福祉医療(乳児、幼児、児童、障害) ひとり親家庭医療	・住所変更届を提出してください	·各医療受給者証 ·印鑑
児童扶養手当 ・ 特別児童扶養手当	・住所変更届を提出してください	·印鑑 ·各手当証書

【転居により世帯員の構成に変更がある場合】

•国民健康保険、介護保険

…税額に変更がある場合があります

・後期高齢者、福祉医療、ひとり親家庭医療 …受給負担割合や、受給資格の変更がある場合があります。

…手当額の変更のある場合があります

・児童手当、特別児童扶養手当 【問い合わせ先】 ◎本庁 町民課 893 - 1117

◎吾北総合支所 住民福祉課 867 - 2300 ◎本川総合支所 住民福祉課 869 - 2112

I	項	目	役	場	で	の	手	続	き	持	っ	て	<	る	ŧ	の
	身体障害者·療育 帳	•精神障害者保健福祉手	·手帳の	居住地	地変更	届を提	是出し	てくださ	い	・手帳	• E[鑑				
I	【問い合わせ先】	◎ほけん福祉課(すこや	かセンタ	ター伊	野内)	89	93 - 3	810								
l		◎吾北総合支所 住民福	祉課 8	367 - 2	2300	0	本川絹	総合支配	听 住	民福祉 詞	果 8	69 - 2	2114			
	【各種手帳の住所語	訂正のみ】 ◎本庁 町民	課 89:	3 - 11	17											

項目	役場での手続き
公立小中学校在学中の生徒	・学校と教育委員会事務局または教育事務所に連絡をしてください
幼稚園通園中の児童	・園に転居の連絡をしてください
保育園通園中の児童	・園に転居の連絡をしてください
【問い合わせ先】	

項目	役	場	で	の	手	続	き
	・以前に住んでいた住 ・新しく住む住居の水						
	※枝川八代地区の方 使用者変更届が必要		喜排水 が	記設」を 利	利用され	ている	場合は、使用料に係る
【問い合わせ先】 ◎本庁 上下水道課	• 水道係 893 - 192	20 •	下水道	係 89	3 - 116	1	
◎吾北総合支所 建設課	867 - 2315	②本川総合	支所	産業建	設課 8	869 - 2	115

項	目	注意
ごみの出し方		・転居された地区によってごみ収集日が変更になる場合があります ・役場窓口に各地区の収集日程表があります
【問い合わせ先】	◎本庁 環境課 893 -	1160
	◎吾北総合支所 住民福	祉課 867 - 2312 ◎本川総合支所 住民福祉課 869 - 2114